

八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(令和7年10月分から12月分まで)交付要綱

令和8年3月26日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市(以下「市」という。)内に所在し、物価高騰等の影響を受けた介護サービス事業所等の負担軽減を図り、安定的で持続可能な事業運営に資するため、当該事業所等を経営する事業者に対し、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において交付することについて、「補助金等の交付の手続等に関する規則」(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象期間)

第2条 支援金交付事業の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、令和7年10月1日から令和7年12月31日までとする。

(交付対象事業者)

第3条 支援金の交付対象となる事業者(以下「交付対象事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内において、別表に掲げる老人福祉法(昭和38年法律第133号)又は介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスを提供する事業所を運営する法人であること。
- (2) 運営している事業所が令和7年12月1日までに指定等をされ、別表に掲げるサービスを提供していること。
- (3) 対象期間内に、前号に掲げる事業所において、継続して別表に掲げるサービスを提供していること。
- (4) 第6条に規定する申請の時点で、第2号に掲げる事業所を廃止又は休止(廃止又は休止予定を含む)していない法人であること。

ただし、運営している事業所の一部を廃止又は休止している法人を除く。

- (5) 運営している事業所で別表に掲げるサービス(区分が「訪問系」及び「通所系等」となっているものに限る。)を提供するにあたって、対象期間に事業者等が所有する自動車を使用し、当該自動車に使用したガソリン及び軽油にかかる費用(以下「燃料費」という。)を負担していること。また、令和7年10月1日(以下「基準日」という。)において、当該自動車を所有していること。ただし、令和7年10月2日から令和7年12月1日までに指定等をされた事業所については、指定等をされた日を基準日とする。
- (6) 令和7年12月31日時点で必要な事業年度分の市税の申告がなされており、かつ市税の滞納がないこと。

(交付対象経費)

第4条 支援金の交付対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。

(交付額等)

第5条 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、第1号様式に関係書類を添えて、別に指定する期日までに八王子市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に基づく申請があったときは、第1号様式及び関係書類の審査等を行い、支援金を交付することが適当と認めるときは第2号様式により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条に基づく申請があったときは、第1号様式及び関係書類の審査等を行い、支援金を交付することが不適当と認めるときは第3号様式により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に定める交付決定に際し、支援金にかかる予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(交付時期)

第8条 市長は、支援金の交付決定後、支援金を速やかに交付するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 この支援金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、市長は、交付対象事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、交付事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(決定の取消)

第10条 市長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金を他の用途に使用したとき。

(3) 支援金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) 前各号のほか、この要綱及びほかの法令に違反したとき。

(支援金の返還)

第11条 市長は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第12条 支援金の交付を受けた交付対象事業者は、当該支援金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(調査等)

第13条 交付対象事業者は、交付事業の完了後であっても、市の求めに応じて、調査等の依頼に協力しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第14条 この要綱による支援金の交付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第15条 この要綱に基づく支援金の交付、対象期間及び対象経費と重複して、他の地方公共団体等及び市の他の補助金等の交付を受けてはならない。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日八王子市条例第23号。以下「暴排条例」という。)第9条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、支援金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団

(2) 交付対象事業者の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がいるとき。

(3) 暴力団若しくは暴力団員を利用している、あるいは資金を提供又は便宜を共用しているなど密接な関係を有すると認められたとき。

3 市長は、第7条の交付決定を受けた交付対象事業者が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じ交付対象事業者が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを警視

庁等に対して確認を行うことができるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 26 日から施行する。

別表

対象となる事業所(※1)				
区分	サービス種別	対象経費	対象車両及び対象者 (※2-1、2-2)	交付額
訪問系	夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問型サービスA(当該サービスのみを提供している事業所)	燃料費	利用者宅への訪問に使用している自動車	対象車両1台あたり 月額900円
通所系等	地域密着型通所介護 予防通所介護相当サービス(当該サービスのみを提供している事業所) 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護		利用者の送迎に使用している自動車	対象車両1台あたり 月額1,700円
施設系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	光熱費	入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者を除いた者	対象者一人あたり 月額3,907円
	地域密着型介護老人福祉施設		入所者	
	認知症対応型共同生活介護		入居者	
	特定施設入居者生活介護		要支援1以上の認定を受けている入居者	

※1 事業所が介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合も同様とする。

※2-1 対象車両は、令和7年10月1日時点の数とする。ただし、令和7年10月2日から令和7年12月1日までに指定等をされた事業所については、指定等をされた日時点の数とする。

※2-2 対象者は、対象期間の各月1日における人数の合計とする。